

埼玉県第五種共同漁業権のうち  
共第 9 号の遊漁規則について



## 漁業法（抜粋）

（遊漁規則）

第170条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

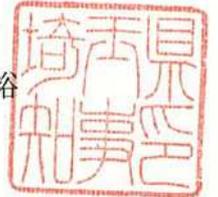
8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

生振第 531 号

令和5年10月24日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕



第五種共同漁業権に係る遊漁規則の認可について（諮問）

令和5年8月4日付け埼玉県告示第857号で公示した内水面漁場計画のうち、共第9号の漁業権に係る遊漁規則について、別添のとおり認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

担 当 生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当 小山

電 話 048-830-4151

FAX 048-830-4843

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、  
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川（右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域）	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川（右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域）	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川（右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋上流1500メートルから下流500メートルまでの区域）	10月1日から10月31日まで	あゆ

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域におい

ては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うぐい	8センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとし、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000
				現1,500
	全魚種（ただし、あゆ、ます類を除く）			500
		現1,000		

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を撈はんし、遊漁してはならない。

一 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

二 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) その他必要な事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。